平成２３年（フ）第８１２９号
大阪市西区江戸堀１丁目７番16号５階　サンライズ肥後橋ビル
破産者　楠橋トレーディング株式会社
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９号
神戸市北区有野町唐櫃4573番地の42
破産者　有限会社良い水を考える会
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５号
北海道帯広市西２条南８丁目14番地
破産者　株式会社弘文堂
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２６７号
青森県むつ市川内町高野川18番地１
破産者　有限会社川内交通
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４５８号
横浜市南区永楽町２丁目17番地10プラザパーク大通り602号
破産者　有限会社ジーイーエス
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８号
神奈川県海老名市今里178番地の16
破産者　有限会社大河建設
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３号
神奈川県横須賀市森崎１丁目18番10号
破産者　株式会社メモリアルサービス錦
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３６３号
金沢市岸川町チ74番地
破産者　喜多建設株式会社
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５００号
金沢市押野１丁目217番地１
破産者　有限会社デンホー技研
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２４号
長野市大字西尾張部1091番地７
破産者　ビーテック有限会社
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９５号
岐阜市黒野南４丁目126番地、申立時の住所
岐阜市北一色６丁目12番12号
破産者　杉江　克尚
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４９６号
岐阜市黒野南４丁目126番地、申立時の住所
岐阜市北一色６丁目12番12号
破産者　杉江　清子
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１４１６号
京都市中京区壬生東大竹町29―17アドミ西院101、商業登記簿上の本店所在地京都市下京区松原通堀川西入来迎堂町723番地
破産者　有限会社山もと
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９号
島根県益田市乙吉町イ102番地２
破産者　有限会社ホテルニューフジタ
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第５２０号
愛媛県松山市味酒町２丁目２番地の21
破産者　有限会社和田商店
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５号
札幌市豊平区月寒西１条８丁目４番11―202号、開始決定時の住所札幌市東区北23条東20丁目２番13―502号
破産者　小山都美江
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７１号
札幌市北区屯田５条11丁目３番21号
破産者　伊東　義幸
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７８号
千葉県船橋市東船橋３丁目36番３号、前住所埼玉県所沢市大字荒幡672番地タカーラ・ハーヴェスト102
破産者　目黒　　寛
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２９号
埼玉県川越市大字並木86番地12、前住所埼玉県川口市前川４丁目20番19号
破産者　甲賀　武男
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６０号
埼玉県富士見市貝塚１丁目10番８号
破産者　峰岸　正彦
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部